

第 89 期 決 算 公 告

平成21年 6 月 25 日

岩手県盛岡市内丸 3 番 1 号



株式会社 **東北銀行**
取締役頭取 浅沼 新

貸借対照表 (平成21年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	27,031	預 金	609,405
現 金	15,587	当 座 預 金	9,762
預 け 金	11,444	普 通 預 金	214,014
コ ー ル ロ ー ン	24,100	貯 蓄 預 金	10,579
商 品 有 価 証 券	8	通 知 預 金	857
商 品 国 債	5	定 期 預 金	351,588
商 品 地 方 債	3	定 期 積 金	12,765
有 価 証 券	122,635	そ の 他 の 預 金	9,838
国 債	43,995	譲 渡 性 預 金	6,685
地 方 債	2,840	借 入 金	4,526
社 債	43,062	借 入 金	4,526
株 式	6,882	外 国 為 替	0
そ の 他 の 証 券	25,853	売 渡 外 国 為 替	0
貸 出 金	459,288	社 債	1,200
割 引 手 形 付	4,705	そ の 他 負 債	4,044
手 形 貸 付	48,860	未 払 法 人 税 等	21
証 書 貸 付	374,659	未 払 費 用	1,004
当 座 貸 越	31,063	前 受 収 益	409
外 国 為 替	353	給 付 補 て ん 備 金	16
外 国 他 店 預 け	340	金 融 派 生 商 品	19
取 立 外 国 為 替	13	そ の 他 の 負 債	2,573
そ の 他 資 産	2,010	退 職 給 付 引 当 金	2,402
前 払 費 用	3	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13
未 収 収 益	971	偶 発 損 失 引 当 金	55
そ の 他 の 資 産	1,036	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,281
有 形 固 定 資 産	9,447	支 払 承 諾	6,016
建 物	1,978	負 債 の 部 合 計	635,631
土 地	6,044	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	0	資 本 金	8,233
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,424	資 本 剰 余 金	6,159
無 形 固 定 資 産	718	資 本 準 備 金	6,154
ソ フ ト ウ ェ ア	664	そ の 他 資 本 剰 余 金	5
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	54	利 益 剰 余 金	8,272
繰 延 税 金 資 産	7,774	利 益 準 備 金	2,078
支 払 承 諾 見 返	6,016	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,193
貸 倒 引 当 金	△ 4,077	別 途 積 立 金	4,862
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,330
		自 己 株 式	△ 59
		株 主 資 本 合 計	22,605
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,596
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,668
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,928
資 産 の 部 合 計	655,308	純 資 産 の 部 合 計	19,677
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	655,308

損益計算書 (平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		15,701
資	金 運 用 収 益	12,969	
	貸 出 金 利 息	11,255	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,463	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	93	
	預 け 金 利 息	156	
	そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役	務 取 引 等 収 益	1,833	
	受 入 為 替 手 数 料	714	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,118	
そ	の 他 業 務 収 益	628	
	外 国 為 替 売 買 益	15	
	国 債 等 債 券 売 却 益	612	
そ	の 他 経 常 収 益	269	
	株 式 等 売 却 益	69	
	そ の 他 の 経 常 収 益	199	
経	常 費 用		15,569
資	金 調 達 費 用	1,981	
	預 金 利 息	1,808	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	27	
	借 入 金 利 息	120	
	社 債 利 息	24	
	そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役	務 取 引 等 費 用	898	
	支 払 為 替 手 数 料	128	
	そ の 他 の 役 務 費 用	770	
そ	の 他 業 務 費 用	10	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	
	国 債 等 債 券 売 却 損	10	
営	業 経 常 費 用	9,613	
そ	の 他 経 常 費 用	3,064	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	219	
	貸 出 金 償 却	771	
	株 式 等 売 却 損	1,783	
	株 式 等 償 却	46	
	そ の 他 の 経 常 費 用	243	
経	常 利 益		131
特	別 利 益		119
	償 却 債 権 取 立 益	119	
特	別 損 失		131
	固 定 資 産 処 分 損	125	
	減 損	5	
税	引 前 当 期 純 利 益		119
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	39	
法	人 税 等 調 整 額	20	
法	人 税 等 合 計		60
当	期 純 利 益		59

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,190百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の平均払戻実績率に基づく将来の払戻損失発生見込額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。この変更による貸借対照表等に与える影響はありません。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,326百万円増加、「繰延税金資産」は535百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は790百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフローオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

（役員退職慰労引当金の計上基準）

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく必要額を計上しておりましたが、平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を実施いたしました。制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額未払分151百万円についてはその他の負債に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 117百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,473百万円、延滞債権額は11,577百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は264百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は561百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,877百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,705百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,963百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,728百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券29,400百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は44百万円及び敷金は16百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、154,326百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが148,393百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,518百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 8, 6 6 8 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 5 0 2 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4, 5 0 0 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 8 3 0 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 2 0 7 円 5 4 銭
16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1 9 百万円
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 関係会社に対する金銭債権総額 3, 5 4 9 百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額 2, 3 3 6 百万円
20. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、8 4 百万円であります。
21. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9. 5 8 %

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|---------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 7 3 百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 3 2 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 1 4 百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 3 百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 4 5 百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 4 1 3 百万円 |
2. 1株当たり当期純利益金額 6 3 銭

3. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東北保証サービス㈱	岩手県盛岡市	30	信用保証業務	所有 直接7.50% [47.50%]	役員の兼任 当行各種ローンの信用保証	各種ローンの被保証	85,509	-	-
							被保証債務の履行によるローンの回収	327	-	-

(注) 1. 取引金額は、期末残高を記載しております。

2. 「議決権の所有(被所有)割合」欄の[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

3. 保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	熊谷 祐三	-	-	当行取締役	-	資金の貸付	資金の貸付	17	貸出金	12
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱ラクウン	岩手県盛岡市	26	運送業	被所有 直接0.05%	資金の貸付	資金の貸付	338	貸出金	248

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. 当行取締役熊谷祐三は、個人として行った取引であり、取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

3. ㈱ラクウンは、当行取締役の近親者が議決権の過半数を保有しており、取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	8	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1,000	1,014	14	14	—
地方債	1,577	1,565	△11	—	11
社債	1,130	1,122	△8	—	8
その他	1,500	1,366	△133	—	133
合計	5,207	5,069	△137	14	152

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	8,695	5,967	△2,728	97	2,826
債券	86,317	85,361	△956	98	1,054
国債	43,148	42,995	△153	66	219
地方債	1,269	1,263	△6	—	6
社債	41,899	41,102	△796	31	828
その他	28,332	24,313	△4,019	—	4,019
合計	123,345	115,641	△7,703	196	7,899

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、44百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,326百万円増加、「繰延税金資産」は535百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は790百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	59,725	682	1,794

7. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	830
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	117
その他有価証券 非上場株式等	838

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	5,189	50,633	21,225	12,849
国債	—	16,082	15,063	12,849
地方債	180	2,660	—	—
社債	5,009	31,891	6,161	—
その他	2,415	13,636	2,635	492
合計	7,604	64,270	23,861	13,342

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3, 3 6 3 百万円
退職給付引当金	9 7 0
減価償却損金算入限度超過額	4 1 4
有価証券償却否認額	1 3 2
その他有価証券評価差額金	3, 1 0 7
その他	<u>2 8 4</u>
繰延税金資産小計	8, 2 7 3
評価性引当額	<u>△4 8 4</u>
繰延税金資産合計	7, 7 8 9
繰延税金負債	
未収事業税	<u>1 4</u>
繰延税金負債合計	<u>1 4</u>
繰延税金資産の純額	<u>7, 7 7 4</u> 百万円

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	27,252	預 金	607,068
コールローン及び買入手形	24,100	譲 渡 性 預 金	6,685
商 品 有 価 証 券	8	借 用 金	5,305
有 価 証 券	122,530	外 国 為 替	0
貸 出 金	457,003	社 債	1,200
外 国 為 替	353	そ の 他 負 債	6,235
そ の 他 資 産	7,392	退 職 給 付 引 当 金	2,402
有 形 固 定 資 産	9,775	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14
建 物	2,055	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	13
土 地	6,075	偶 発 損 失 引 当 金	55
建 設 仮 勘 定	0	ポ イ ン ト 引 当 金	18
その他の有形固定資産	1,644	利 息 返 還 損 失 引 当 金	10
無 形 固 定 資 産	757	繰 延 税 金 負 債	1
ソ フ ト ウ ェ ア	702	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,281
その他の無形固定資産	54	支 払 承 諾	6,016
繰 延 税 金 資 産	7,983	負 債 の 部 合 計	636,310
支 払 承 諾 見 返	6,016	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 5,002	資 本 金	8,233
		資 本 剰 余 金	6,159
		利 益 剰 余 金	8,642
		自 己 株 式	△ 59
		株 主 資 本 合 計	22,975
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,596
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,668
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,928
		少 数 株 主 持 分	1,813
		純 資 産 の 部 合 計	21,861
資 産 の 部 合 計	658,171	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	658,171

連結損益計算書 (平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		18,220
資 金 運 用 収 益	13,099	
貸 出 金 利 息	11,384	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,463	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	93	
預 け 金 利 息	156	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 益	2,216	
そ の 他 業 務 収 益	2,479	
そ の 他 経 常 収 益	424	
経 常 費 用		17,831
資 金 調 達 費 用	1,994	
預 金 利 息	1,805	
譲 渡 性 預 金 利 息	27	
借 用 金 利 息	135	
社 債 利 息	24	
そ の 他 の 支 払 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	920	
そ の 他 業 務 費 用	1,643	
営 業 経 費	10,041	
そ の 他 経 常 費 用	3,231	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	355	
そ の 他 の 経 常 費 用	2,876	
経 常 利 益		388
特 別 利 益		145
償 却 債 権 取 立 益	120	
リース会計基準の適用に伴う影響額	25	
特 別 損 失		131
固 定 資 産 処 分 損	125	
減 損 損 失	5	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		402
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	64	
法 人 税 等 調 整 額	68	
法 人 税 等 合 計		133
少 数 株 主 損 失		19
当 期 純 利 益		288

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシービーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,190百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等が役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末における必要額を計上しております。

(追加情報)

当行は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく必要額を計上してはりましたが、平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を実施いたしました。制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額未払分151百万円についてはその他負債に含めて表示しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の平均払戻実績率に基づく将来の払戻損失発生見込額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

13. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものを零とする定額法を採用しております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計処理については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、その他資産に計上する方法によっております。

(借手側)

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」は2,854百万円及び「無形固定資産」は1百万円それぞれ増加し、「有形固定資産」は2,855百万円減少しております。また、「リース会計基準の適用に伴う影響額」として25百万円を特別利益に計上することにより、税金等調整前当期純利益は同額増加しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,326百万円増加、「繰延税金資産」は535百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は790百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフローオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,605百万円、延滞債権額は12,184百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は336百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は561百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,688百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,705百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 4,963百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,728百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券29,400百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は20百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,929百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが160,996百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,518百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,604百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 502百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,500百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は830百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 211円44銭

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 19百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 3, 1 6 1 百万円
年金資産 (時価)	6 8 4
未積立退職給付債務	△ 2, 4 7 6
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	7 3
未認識過去勤務債務 (債務の減額)	—
連結貸借対照表計上額の純額	△ 2, 4 0 2
前払年金費用	—
退職給付引当金	△ 2, 4 0 2

18. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 (国内基準) 1 0 . 2 4 %

(連結損益計算書関係)

- 「その他の経常費用」には、株式等売却損 1, 7 8 3 百万円及び貸出金償却 7 7 8 百万円を含んでおります。
- 1 株当たり当期純利益金額 3 円 0 4 銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	8	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	1, 0 0 0	1, 0 1 4	1 4	1 4	—
地方債	1, 5 7 7	1, 5 6 5	△ 1 1	—	1 1
社債	1, 1 3 0	1, 1 2 2	△ 8	—	8
その他	1, 5 0 0	1, 3 6 6	△ 1 3 3	—	1 3 3
合計	5, 2 0 7	5, 0 6 9	△ 1 3 7	1 4	1 5 2

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	8,696	5,968	△2,728	98	2,826
債 券	86,317	85,361	△956	98	1,054
国 債	43,148	42,995	△153	66	219
地方債	1,269	1,263	△6	—	6
社 債	41,899	41,102	△796	31	828
その他	28,332	24,313	△4,019	—	4,019
合 計	123,346	115,642	△7,703	196	7,899

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、44百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当連結会計年度末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は1,326百万円増加、「繰延税金資産」は535百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は790百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフロアオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	59,725	682	1,794

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	830
その他有価証券 非上場株式等	850

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	5,189	50,633	21,225	12,849
国債	—	16,082	15,063	12,849
地方債	180	2,660	—	—
社債	5,009	31,891	6,161	—
その他	2,415	13,636	2,635	492
合計	7,604	64,270	23,861	13,342